

1 正規教員として働く

	質問	回答
1	受験情報はどこで得られますか。	東京都公立学校ポータルサイトの採用情報から、実施要綱を御確認ください。ポータルサイトでは、選考方法のほか、現場で働く先生の声、働き方改革など多くの情報を掲載しています。また、マイページに登録していただくと、実施済みのオンライン説明会のアーカイブ動画を御覧いただくことができます。
2	社会人を対象とした選考を、免許取得期間猶予で申し込んだ場合、採用されるタイミングはいつになりますか。	選考申込時に、免許の取得状況で「延長希望（令和7年4月2日から令和8年4月1日まで）」「延長希望（令和8年4月2日から令和9年4月1日まで）」を選択していただけます。採用されるのは、原則として、教員免許を取得した後の4月1日となります。（免許取得後、4月1日までの間に採用の打診がある場合もあります。）
3	競技経験のない部活動を担当することはありますか。	過去に経験のない分野のスポーツ・文化活動の部活動顧問を担当することはあります。学校によりますが、部活動指導員のサポートや、複数顧問制などで負担が軽減される仕組みがあるほか、生徒と話ながら、生徒の主体性に任せて活動できる場合もあります。
4	研修を受ける際の配慮はありますか。	研修は勤務時間内に行われます。時間割の変更や、研修を午後を設定するなど、研修を受けやすい配慮がなされています。
5	任用前講座はどの時期に実施予定なのでしょう。どんな内容も知りたいです。	任用前講座は、ベーパーティーチャーや他の職に就く等で教育現場から離れていた人を対象とし、令和5年度は12月と1月に実施しました。内容については、最近の児童・生徒の実態に関する講義、指導案の作成方法や模擬授業の実践などです。グループディスカッションや発表、講師による講評を通じて、学び直しを行うほか、横のつながりを作るきっかけにもなっています。日程や参加方法等については、合格決定後、対象者に御案内します。
6	社会人経験者を対象とした特例選考での受験を予定しており、同時に免許取得にむけて通信教育で準備を進めております。民間企業で勤めながら、お休みをとって3週間ほどの教育実習をすることに不安を感じております。現実には休職や会社を辞めてしまう方が多いのでしょうか。	教育実習期間に長期の休みを取得する必要があるため、休暇の取得が難しい場合、離職されるケースもあるようです。免許取得までに1年以上かかる場合には、社会人特例選考を、免許取得期間猶予を選択して受験していただくことで、合格後、計画的に、免許取得の準備ができます。
7	合格後、採用校がどのように決められるのかが知りたいです。	現在の居住地を参考に、通勤可能な範囲内で決まります。都外在住で、転居が必要な場合は、転居予定先を申告いただき、転居予定先を参考に配属先が決められます。ただし、提出書類に不備がある場合、配属先の案内ができませんので、御注意ください。
8	大学生のとき教員免許のための単位を取っていましたが、教育実習には行きませんでした。通信制大学で残りの単位を取って免許を取りたいと考えていますが、実習先を探すのが大変だと耳にしました。実際のところはどうか教えて欲しいです。	大学によっては、正規課程の学生以外の教育実習先の調整を行わない大学もあります。入学前に実習先の調整を大学で行ってくれるか、事前に確認されることをお勧めします。
9	大学で教職免許を取らずに卒業した場合、教職免許を取得するためには通信制大学で単位を取得する方法だけでしょうか？	教員免許（普通免許状）を取得する方法は、通信制大学以外にも、正規課程に在籍し取得する方法や、在学中に取得予定の教員免許に関する単位をある程度取っている場合は、科目等履修生でも取得することは可能です。また、文部科学省で実施する資格認定試験で取得することができる教員免許もあります。詳しい方法については、入学を希望する大学（取得したい教員免許の課程を有する大学）にお問い合わせください。※資格認定試験については、文部科学省ホームページを御覧ください。
10	社会人経験者を対象とした特例選考での受験を検討しています。教員免許は取得しているのですが、民間企業に勤めていたため教職経験はありません。現在50歳なのですが、年齢制限は59歳となっており、制限内ですが、実際の選考時には年齢からやはり不利になるのでは？と不安があります（説明会では50代の方も採用実績ありとのことでしたが）。また民間企業では定年（60歳）以降もシニア雇用で継続雇用が主流となっていますが、教員でも定年後の継続雇用は有るのでしょうか？、またその時の待遇などは定年前と変わるのでしょくか？	年齢により選考が不利になることはありません。ただし、現在定年延長をしており、令和14年に65歳定年となり、60歳以上は給与水準が従前の7割になります。また、定年後は、年齢制限のない臨時的任用教員、時間講師、非常勤教員、その他会計年度職員など幅広い職から選択することができます。待遇については、職に応じて変わります。 なお、令和5年度から、選考合格者のうち、教職経験のない方などが、任用前に学び直しを行っていただく「任用前講座」を実施しています。また、合格者座談会も新たに開催し、横のつながりを作っていただく場も設けています。ぜひ御活用ください。
11	別表8の隣接している教育免許証で小学校教諭2種で取得すると教科の指導法が5教科で単位が取れますが、5教科だけで採用などに不利になることはありますか？	教員免許が2種免許状であることや、取得方法によって選考が不利になることはありません。